

INDEX

◎ 韓国IPGの活動

- 知識財産基本法が施行されました 01
- 韓国関税庁、一般消費者を対象にした二セ物
ホン物比較展示会を開催 02
- 無料知財教育プログラム(E-learning)
の提供について 03
- 「韓国知財保護情報セミナー」の開催について 05

◎ IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」
未来のスマート家電が見える「窓」 07
- 活用される権利範囲確認審判 08



岩井長官のスピーチ。©韓国IPG

韓国 IPGへのメンバー登録

http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

事務局より

立秋とは名ばかりの厳しい暑さが続いています。皆さま夏バテ対策はどうされていますか。韓国で暑さをしのぐ代表的な食べ物と言えば、冷麺、コングクス(豆乳麺)、パッピンス(あずきのかき氷)！暑さに負けずこの夏を乗り切りましょう。

CAUTION

＜韓国IPG Information＞に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

◎ 韓国IPGの活動

知識財産基本法が施行されました。

これまで多くの所管省庁に分散していた知識財産の政策を統一し、国家レベルで知識財産の基本政策及び推進体制を構築するために、7月20日付で、知識財産基本法（法律第10629号）が施行されました。日本では、知的財産基本法が2003年3月に施行され、毎年決定される知的財産推進計画の下、多くの実績を挙げておりますが、韓国においても、長年、複数の議員発議法案が提出される等、その成立が求められており、今般、ついに成立の運びとなりました。この法律は、全40条から構成され、知識財産の定義をはじめ、国家知識財産委員会の設置、5年ごとの中・長期的な政策目標を定める国会知識財産基本計画の策定、年度別の国家知識財産施行計画の策定等を行うことを定め、もって知識財産の創出、保護及び活用を促進し、知識財産の価値が最大限に発揮されるようにすることを目的としています。知識財産を専門に扱う法院の設置等、さまざまな検討課題はありますが、この法律の施行により、韓国の知識財産の基盤整備が今後ますます前進することは、間違いないでしょう。また、この法律の制定を記念して、去る7月7、8日に「国家発展のための知識財産戦略国際セミナー」が開催され、金・ファンシク国務総理、フランシス・ガリ世界知的所有権機関（WIPO）事務総長、岩井長官日本国特許庁長官（写真）をはじめ、韓国内外の主要関係者400人余りが参加し、盛大に行われました。



韓国関税庁、一般消費者を対象にした二セ物本物比較展示会を開催

偽造商品の根絶は消費者の認識向上から

韓国関税庁は2011年7月6日から8日までソウル、三成洞（サムソンドン）コエックス1階Bホールで偽造商品の比較展示会を開催しました。本展示会は、68の企業が参加して2万個余りの物品を比較展示、消費者が偽造商品の弊害を認識し偽造商品の消費根絶を図るために行われました。

最近、韓国での知的財産権保護に対する関心が増大しておりますが、韓国IPGにおきましても本展示会において関税庁から協力公文書を受け取り、日本企業に広く案内してまいりました。その結果、日本からヨネックス、任天堂など15企業が参加し、盛況に開催されました。また、韓国IPGで製作した偽造商品購入予防のための正規商品確認パンフレット（IPGインフォメーション9号参照）を関税庁を通じて来場者に配布し、誤って偽造商品を購入しないよう呼びかけました。

日本企業以外に参加した外国企業は、ルイヴィトン、シャネル、バーバリーなどヨーロッパ企業13社、ナイキ、ポロなど米国企業15社が参

加、また、韓国企業は、三星電子、現代モービス、LG電子など17企業が参加し、積極的に自社商品の真偽識別方法を広報しました。

主要展示品目はカバン、衣類、時計、化粧品などの身の回り品だけでなく食品、酒類、漢方薬などの食料品、医薬品、自動車部品など多岐にわたり、来場者の注目を集めていました。

また、開催期間中におきまして、廃棄された偽造商品の衣類、運動靴を用い、偽物の商標を除去してそこに絵を書き込み、貧しい隣国に寄贈するリサイクル体験や、多くの偽造商品の中から正規商品探し出すゲーム、偽造商品の自主返却などがおこなわれ、来場者の認識向上が図られておりました。

関税庁関係者は「今回の展示会は2000年に開始して以来7回目を迎え、歴代の展示会のうち最も規模が大きいものである。知的財産先進国として跳躍するためには国内での保護が基本にならない。韓国関税庁は偽造商品の根絶のために、より一層外国企業と意見交換を通じて協力をしなければならない」と強調しております。

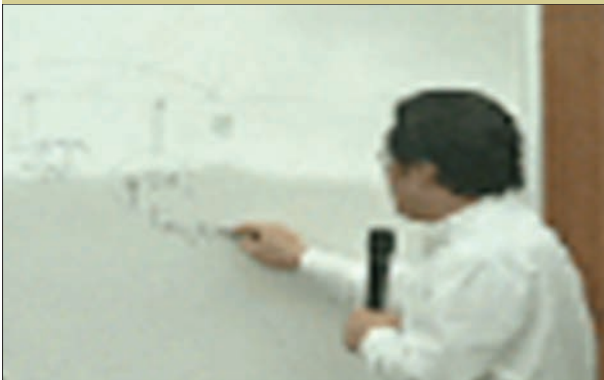
韓国IPGは、今後も関税庁やTIPA（貿易関連知識財産保護協会）などと継続的に協力し、在韓日本企業の偽造商品根絶のために活動を続けていく予定です。



無料 知財教育プログラム(E-learning)の提供について

韓国発明振興会(KIPA)により、入門者向けの知的財産教育プログラム(E-learning)が提供されておりますが、今般、日本の企業について、この教育プログラムに無料で参加することが可能となりました。

ビジネス活動において、知的財産の重要性がますます向上している昨今、韓国現地職員の知的財産に対する基礎的な知識を向上させるよい機会ですので、ぜひご参加ください。



1. 参加資格

日本企業、日系企業に勤務している職員（正規、派遣等問いません。）が対象となります。ただし、韓国における住民登録番号又は外国人登録番号が必要です。

なお、本教育プログラムは、韓国語により提供されます。

2. 参加方法

IPATホームページにて会員IDを取得（www.ipat.or.kr、トップ画面右上、「会員加入」のページ）した後、①企業名、②受講者氏名、③連絡先メールアドレス、④取得した会員

ID番号を、JETROソウル事務所知財チーム（jetroi@seoul@gmail.com）にメールにて送付してください。その後、IPATより受講開始のお知らせがあります。

3. 応募締切り

2011年8月31日まで、先着40名

（ただし、韓国IPGに登録している企業が優先となります。）

4. 教育プログラム

今回提供する教育プログラムは、以下のとおりです。受講開始後、30日以内に受講して下さい。なお、すべてのプログラムを受講するのに要する時間は、通常、12時間程度となります。

科目名	受講期間	参考:受講料 (今回の申込みでは、無料です。)
[全体]知識財産基礎、創出、保護、活用	開始から 30日以内	50,000ウォン
[Part 1]チェ・ソンウ弁理士の知識財産基礎		15,000ウォン
[Part 2]ペ・ギョンヨン弁理士の知識財産創出		
[Part 3]チン・ヒドン弁理士の知識財産保護		
[Part 4]ク・ヨンヒ教授の知識財産活用		

5. その他

知的財産についての能力試験、IPAT (Intellectual Property Ability Test) という試験が実施されています。知的財産に関する実務能力がどの程度身につけているか、受験してみたいかがでしょうか。

- ◎ 本件に関するお問合せ: JETROソウル事務所知財チーム
- ◎ 岩谷(日本語) / 曹恩實, 電話 +82-(0)2-739-8657
- ◎ メール jetroi@seoul@gmail.com

IPAT(Intellectual Property Ability Test)とは?

IPAT 지식재산능력시험
Intellectual Property Ability Test

로그인 · 회원가입 · SITE MAP

IPAT이란? IPAT응시안내 시험접수 교육안내 고객센터

제3회 IPAT 지식재산능력시험

“지식재산능력시험”
동영상강의 OPEN!
e-IPAT 교육바로가기

- 시험일: 11월 26일
- 접수기간: 11월 1일 ~ 11월 22일 (밤 12시까지)
- 시험장소: 서울, 대전, 대구, 광주, 부산

- IPAT강의 전문 강사진 구성
- 출제범위와 교재 독자 구성에 맞는 교육 프로그램 구성

공지사항 | 보도자료

- 8월 12~13일 시스템 서비스 중지안내 2011-08-05
- 성적인증서 발송 공지 2011-06-16
- 제2회 IPAT 성적표인쇄관련공지 2011-06-08
- 제2회 지식재산능력시험 수험표인쇄 안내 2011-05-24
- 제2회 시험 지역별 시험 장소 2011-05-23

연간일정

구분	접수기간	시험일	성적발표일
제 2회	'11.05.01~'11.05.24	'11.05.28	'11.06.10
제 3회	'11.11.01~'11.11.22	'11.11.26	'11.12.09

문의전화
(02) 3459-2777
(02) 3459-2888

시험접수안내

- 시험안내
- 인터넷접수
- 수험표 출력
- 성적조회

교재 및 교육안내

- 교재안내
- 교육안내
- 온라인교육

IPAT 샘플문제 GO

IPAT(Intellectual Property Ability Test)とは?

IPATは、韓国IPGが発行している「IPG information」第7号でご紹介したように、特許法、商標法などの知的財産法規についてIP担当者であれば「基本的に知っておいた方がよい知識」と共に実務適用能力を測定する試験で、先行技術の検索、知識財産戦略の樹立、技術の価値算定法などもその範囲に該当します。

試験範囲に該当する内容を知識財産の基礎、創出、保護、活用の4分野に分けて出題し、質問項目数は60項目5肢選択型客観式試験で出題されます。

合格・不合格がある資格試験ではなく、英語のTOEIC試験のように自身の知識財産分野能力を測定する試験です。990点満点で、4級に区分されています(900~990点:1級、800~899点:2級、700~799点:3級、600~699点:4級、600点以下:無級)

2011年第3回IPAT試験日時案内

IPAT 제3회 지식재산능력시험

Intellectual Property Ability Test

IPAT로 준비하세요!
지식재산시대 나의 경쟁력

제3회 시험 11월 26일

IPAT 안내
시험일: 11월 26일 (토)
접수기간: 11월 1일 ~ 11월 22일 (밤 12시까지)
시험장소: 서울, 대전, 대구, 광주, 부산

- ◎ 第3回試験日: 2011年11月26日(土)
- ◎ 第3回受付期間: 2011年11月1日~11月22日
- ◎ 第3回試験場所: ソウル、大田(テジョン)、大邱(テグ)、光州(クワンジュ)、釜山(プサン)など全国5都市

http://www.ipat.or.kr

「韓国知財保護情報セミナー」の開催について

<開催概要>

韓国では、2010年9月に韓国特庁（KIPO）に商標特別司法警察権が導入され、特許庁職員が警察隊となり、模倣品に対する取締権限行使するという、世界的にもきわめてユニークな施策が行われております。また、模倣品がオンライン上で取引されることが少なくないという実態に即し、オンラインショッピングモールでの模倣品モニタリングシステムを開発し、警察隊と連携して取締りに当たっており、相当の実績を挙げております。

一方で日本企業の製品に関し、中国で製造された模倣品が韓国に流入したり、オンライン上で侵害品が売買されるなど、模倣品被害問題は、現在も少なからず存在しております。

そこで、韓国の模倣品対策に関心のある企業を募り、商標特別司法警察隊及びオンラインモニタリングシステムによる活動実績と取締事例をご紹介します、各日本企業における韓国における模倣品対策の一助とすべく、セミナーを開催いたします。

同時に、韓国国内において様々な模倣品対策を行い、模倣品の排除に効果を上げてきた日本企業の具体的な取り組みを発表し、韓国における有効な模倣品対策の実例としてご紹介いたします。

<韓国側参加者>

- ◎ 韓国特許庁 産業財産保護チーム
- ◎ 韓国知的財産保護協会
- ◎ 韓国IPG(ジェトロソウル事務所)

<開催概要>

- ◎ 日時：9月28日(水)
- ◎ 場所：ジェトロ本部(5階会議室：<http://www.jetro.go.jp/jetro/profile/map.html>)
- ◎ 人数：100名
- ◎ 内容：講演時間には、質疑応答(10分程度)を含む

14:05	開会
14:10~14:40	韓国の模倣品対策概況、韓国IPGの模倣品対策の取組み / 韓国IPG(ジェトロソウル事務所副所長)岩谷
14:40~15:30	商標特別司法警察隊の実績、事例 / 韓国特許庁 商標権特別司法警察隊長 オ・ヨンドク
休憩	
15:40~16:30	KIPRAによるインターネット模倣品取締活動の実績、事例 / 韓国知的財産保護協会 本部長 李ミンゼ
16:30~17:20	韓国における模倣対策事例発表 / ポケモンコア代表 長谷川裕史

※KIPOおよびKIPRAの講演は韓国語で進行(同時通訳用意)



数十万ウォン台の高級ヘッドホン、巧妙なニセ物が奇撃(6/28)

アイホンの発売によりヘッドホンがファッションのアイテムとなり、高級ヘッドホンが大人気を呼ぶや、ニセ物製品が猛威を振っている。このニセ物製品は、専門家たちも舌を巻く巧妙な偽造方法で、正規品より価格が安いために工業用ボンドなどを仕上げ材に使用し、つなぎ目が広がったり、プラグ部分が折れるケースが多く、アフタサービスを受けることができない。正規品だと思って数十万ウォンで購入した消費者らが、ニセ物と判明したために憤慨し訴訟を推進しているという。

商標特別司法警察隊、特別取締り実施(6/28)

韓国特許庁の商標特別司法警察隊は、5月25日～6月24日までの1ヵ月間、アパート密集地域や観光地周辺などの偽装品取締り死角地帯に対する特別取締りを実施し、偽造品製造および流通犯罪で25人を検挙し、商標法違反で刑事立件したと明らかにした。摘発された偽造品の流通業者らは、仮名や名義盗用した携帯電話などを使用したり、秘密倉庫を別に用意して常連客にだけニセ物ブランドを販売するなど、現場の取締まりを巧妙に回避するケースが多く、ますます偽造品の販売手法が知能化されている。

オ・ヨンドク商標権特別司法警察隊長は「偽造品の取締まり現場に行くと、偽造品販売者はもちろん、購買者もこれに対する罪の意識があまりないことが分かる。偽造品が氾濫するようになれば、健全な取引の秩序が乱れ、最終的には国家経済を亡ぼすという事実をすべての国民が直視する必要がある。」と話した。

摘発されたニセ物製品、「ルイ・ヴィトン」が最多(7/14)

特許庁は、2011年上半年に偽造品に対する強力な取締り活動をおこない、偽造品犯罪で71人を刑事立件し、偽造品1万8千点余りを押収したと明らかにした。完成品の摘発数量別を見ると、ルイ・ヴィトンが最多の1,232点、レスポートサックが1,180点、シャネルが

668点、グッチが588点、ナイキが344点の順であった。押収品目別では、カバン類はレスポートサックが1,180点、ルイ・ヴィトンが815点、グッチが306点の順で、履き物類はナイキが197点、シャネルが91点、グッチが85点、アクセサリはルイ・ヴィトンが257点、シャネルが235点の順で集計された。

ニセIT製品、オープンマーケットで堂々と流通(7/19)

これまでニセ物製品といえば、カバンや衣類などであったが、最近はIT機器にまで拡大している。韓国内の主要オープンマーケットでは、イギリス家電メーカーであるダイソンが販売している「羽根のない扇風機」のニセ物製品が堂々と販売されたり、PCマウスとキーボードのようなIT消耗品、スマートフォン関連の周辺機器なども販売されている。しかし、このようなオープンマーケットで販売されるニセ物製品は、時間内に販売して消えてしまうため、ニセ物業者を取締るのは容易でなく、流通段階における根本的なニセ物販売対策が必要であると指摘されている。

韓国特許庁、国際特許紛争に積極対応(7/28)

アップルの三星電子提訴やフィリップスのソウル半導体提訴など、最近韓国企業を相手にした外国企業の特許攻勢が日に日に激しくなっている。このような現象は、2011年上半年の国際特許訴訟が大企業および電機電子・情報通信分野に集中しているという特許庁による調査結果とも一致し、2011年上半年の国際特許訴訟事件は計33件中、大企業関連事件が26件(79%)、電機電子・情報通信分野関連の事件が30件(91%)を占めた。これに特許庁は、国際特許紛争関連におけるあい路および政府政策に対する意見を聴取するために去る26日、特許庁ソウル事務所において最近国際特許紛争を経験している企業らと懇談会を開いた。今後、国際特許紛争における問題点の分析を通じて、企業に有効で実質的な総合対策を構築する予定で、その対策の一環として、外国企業の特許攻勢に対し企業が共同で対処できるように「国際特許紛争対応のための企業協議体」の構成を積極的に支援する予定だ。



File No.33

< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >

未来のスマート家電が見える「窓」

サムスン電子は、携帯電話でオンオフできるスマートエアコンと、グーグル検索が可能なスマート冷蔵庫の発売を開始した。LG電子も今年4月に国内発売したスマート冷蔵庫を筆頭に、インターネットに無線接続したエアコンや洗濯機、オープン、ロボット掃除機などのスマート家電を今年中に商品化する計画である。帰宅前に携帯電話でエアコンを作動させておいたり、冷蔵庫に入っている食品リストを確認しながらショッピングしたり、オープンが最新の調理法を教えてくれたり…これらはもう映画の世界ではない。近い未来には、どんなスマート家電が登場するだろうか。

米国アップルの多機能携帯電話（スマートフォン） 아이폰「iPhone（アイフォーン）」が火付け役となって始まった「スマート」旋風が、早くも家電製品に飛び火し、今年1月にラスベガスで開催された世界最大の家電展示会CES2011でもスマート家電が数多く展示され注目を集めていました。今後さらなるスマート家電の進化が期待される中、韓国企業はすでに競争を激化させています。現在のスマート家電の機能をみると、◇各種センサーや情報通信の技術を備え、家電製品が自ら状況を認識して最適な運転を自動で行う◇スマートフォンやPCを利用して外出先から操作できる◇管理システムとの双方向通信によってソフトウェアや各種コンテンツの更新や追加が行われて機能向上や新機能追加が可能となる◇スマートグリッド（電力の効率的分配）技術と結合されて電気料金が安い時間帯に運転される◇故障発生時に遠隔でオンライン診断が行われて修理が早くできる—などの機能が、現在商品化が進められている初期の「知能型」家電の姿のようです。これらの機能は、現在の技術からみれば「スマート」というほど目新しいものではなく、90年代から2000年代はじめに活発に開発されたホームネットワークシステムを、その母体と考えることができます。ホームネットワークシステムは、当時の未発達な通信環境や高額な通信費用のために商用化には至りませんでした。近年のスマートフォンやスマートグリッドといった技術が融合することにより障害が取り除かれた結果、現在のスマート家電となって実現したといえます。

韓国企業の活発な製品開発動向を探る

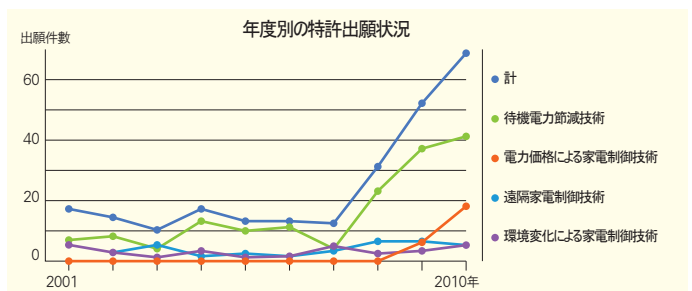
筆者は、あるグローバル企業が開発したスマート家電全般の特許出願を担当していました。各国企業の特許出願の動向を観察していると、各企業が

スマート家電の市場を先行獲得するために足早に活動している様子が手に取るように確認できました。

皆さまも、特許公報を通じて各社の活発な開発動向を把握することができます（ジェトロHPで韓国「技術動向」（日本語訳）を提供しています。

<http://jetro-ipr.or.kr/tech_list.asp>）。特許公報を分析した韓国特許庁の資料によれば、最近5年間（06～10年）でスマート家電の特許出願は毎年86%以上増加しています。例えば、時間帯別電気料金に応じて節電運転する技術の特許出願は2009年に登場して10年には3倍にも増加していますが、大企業の出願比率が83%に達しており大企業での技術開発が活発なことが分かります。原油高によるエネルギー節約への関心の高まりから韓国政府が「スマートグリッド国家ロードマップ」（10年1月）として中長期戦略を発表するなど積極的なスマートグリッド導入推進の方針を示したことが、その契機となっているとも言われます。

韓国情報技術（IT）企業がこれまでに新興国を含むグローバル市場で目覚ましい躍進を果たした成功要因の一つに「現地ニーズに合わせた製品開発」が挙げられています。例えば、コーランを内蔵したテレビ、蚊を殺すエアコン、伝統衣装サリーの洗濯機能を付加した洗濯機などが知られていますが、今後はスマート家電においても韓国企業は、顧客ニーズに応じた果敢な開発を進め、幅広い商品ラインアップにより競争力を高めていくと考えられます。そうした韓国企業の動向は、特許情報の「窓」を通じて探ることができます。



<今回の解説者>

VERITAS国際特許法律事務所 朴炳錫 弁理士

71年生まれ。96年KAIST機械工学大学院卒業、96～01年現代モータース勤務、02年弁理士試験合格、03～04年特許法人DARAE勤務、05～11年KBK特許法律事務所勤務。

11年7月よりVERITAS国際特許法律事務所パートナー弁理士

（監修：日本貿易振興機構＝ジェトロ＝ソウル事務所 副所長 岩谷一臣）





活用される権利範囲確認審判

「貴社の製品は、当社の特許権を侵害している。」・・・ある日、このような警告状を受け取る可能性は、少なくない。韓国でこのような警告状を受け取った場合、あなたはどのようにするであろうか？あるいは、韓国内において、自分の権利を誰かが侵害していたら？どちらにしても、相当とまどうことには変わりないだろう。

このような場合、弁理士・弁護士に相談し、無効審判や民事訴訟を起こすことが考えられるが、韓国では、法院(裁判所)を通して侵害有無の判決を受ける以外に、それと類似の効果が得られる制度がある。それは、韓国特許審判院で行われる“権利範囲確認審判”である。

活用される“権利範囲確認審判”

韓国における同制度は、権利者側と非権利者側の両方に愛されている(?)制度のひとつです。一方、日本にも“判定”という同様の制度が設けられていますので、気になってその活用度を調査してみました。

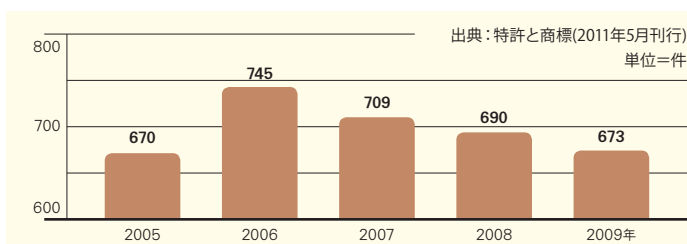
日本における判定請求件数

	特許	実用	意匠	商標	合計
2008年	31	0	12	12	47
2009年	32	1	10	7	51

資料：特許行政年次報告書2010年版

それでは、韓国での権利範囲確認審判の提起件数は、どの程度でしょうか？実は、韓国では、特許だけで数百件、実用新案、意匠、商標も合わせれば、年間1,000件以上が請求されているのです。

韓国における権利範囲確認審判の請求件数の推移



“判定”vs“権利範囲確認審判”

韓国では、なぜ範囲確認審判が愛用されているのでしょうか？韓国における権利範囲確認審判は、日本の判定に近い制度です。例えば、「ある製品

が権利範囲に含まれる(含まれない)ことを確認する」旨の提起をすることが可能で、3人の審判官による合議体で審理され、審判提起から早期に(通常6カ月程度)に審決を得ることができます。さらに、その効力も日本の判定と同様、いわば公的機関による鑑定であり、事実上社会的にみて十分に尊重される権威あるものですが、法的拘束力までは持っていません。このように、韓国の権利範囲確認審判は、日本の判定とほぼ同様であるといえます。それなのに、なぜ、日本では活用されていないのに、韓国ではこの制度がこれほどまで活用されているのでしょうか？

正確な回答は分かりませんが、少なくとも韓国においては、同一の事案に対し、一般法院の判決と特許審判院およびその上級審である特許法院の結果とが相異なれば、国民の大多数は、目を丸くします。そのため、自然に一般法院の判決と特許審判院の審決とが大体一致する素地が生まれています。そして、通常、特許審判院の審決が一般法院の判決よりも早く出るので、有利な審決が出た場合、それを一般法院に提出すれば、それは非常に有力な証拠力を持つこととなり、自然に特許審判院の審決と一般法院の判決とが相互一致するようになっているのです。

“権利範囲確認審判”の新しい傾向

以前、権利範囲確認審判の請求は、6割以上が「当社の製品は相手の権利範囲に含まれない」というものでした。しかし、最近逆に「相手の製品は、当社の権利範囲に含まれる」という請求が多くなっています。これは、韓国内における知識財産権に対する認識の高まりにより、特許権利者が自分の権利を積極的に行使するようになったためと解釈されます。これと関連して、特許権利者の勝率も2005年の17.5%から2009年21.5%と徐々に増加しています。

今後、韓国内の特許紛争が多くなることが予測されます。そうすると、権利範囲確認審判も、ますます活用されることでしょう。

<今回の解説者>

NAM&NAM国際特許法律事務所 弁理士 李元寧

1966年生まれ。仁荷大学校電子工学修士、2000年弁理士試験合格、現NAM&NAM特許事務所特許1部長(パートナー弁理士)、現仁荷大学校兼任教授、現日本KTK(関西特許研究会)会員。

(監修:日本貿易振興機構=JETRO=ソウル事務所 副所長 岩谷 一臣)

